

令和6年4月24日
財務部課税課

世田谷区特別区税条例の一部を改正する条例

1 条例改正の事由

特別区民税の減免規定の改正及び規定の整備を行うため、世田谷区特別区税条例の一部を改正する必要があるため。

2 条例改正の概要

(1) 職権による特別区民税の減免についての改正

【公布の日施行】

特別区民税の減免について、区長が減免事由のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、減免する必要があると認める場合において、職権による減免を認める改正を行う。

(2) その他規定の整備

【公布の日施行】

所要の整備等、規定の整備を行う。

3 周知方法

条例改正の内容については、改正条例の公布後速やかに区ホームページで周知を図る。

世田谷区特別区税条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>○世田谷区特別区税条例 昭和39年12月26日条例第74号 (寄附金税額控除)</p> <p>第20条 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金(第2号から第5号までに掲げるものに関しては、区内に主たる事務所又は事業所を有する法人又は団体に対するものに限る。)を支出した場合には、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1)～(5)略</p> <p>2 略 (区民税の減免)</p> <p>第36条 区長は、区民税の納税者について<u>次の各号のいずれかに該当する者</u>であつて必要があると認める者に対し、区民税を減免することができる。</p> <p>(1) 生活保護法の規定による保護を受ける者 (2) 当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者<u>又はこれに準ずると認められる者</u> (3) 前2号に掲げるもののほか、特別の理由がある者</p> <p>2 前項の規定により区民税の減免を受けようとする者は、納期限までに規則で定める申請書にその減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して区長に提出しなければならない。<u>ただし、区長が、</u></p> | <p>○世田谷区特別区税条例 昭和39年12月26日条例第74号 (寄附金税額控除)</p> <p>第20条 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金<u>又は金銭</u>(第2号から第5号までに掲げるものに関しては、区内に主たる事務所又は事業所を有する法人又は団体に対するものに限る。)を支出した場合には、法第314条の7第1項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1)～(5)略</p> <p>2 略 (区民税の減免)</p> <p>第36条 区長は、区民税の納税者について<u>つぎの各号の一に該当する者</u>であつて必要があると認める者に対し、区民税を減免することができる。</p> <p>(1) 生活保護法の規定による保護を受ける者 (2) 当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者<u>またはこれに準ずると認められる者</u> (3) 前2号に掲げるもののほか、特別の理由がある者</p> <p>2 前項の規定により区民税の減免を受けようとする者は、納期限までに規則で定める申請書にその減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して区長に提出しなければならない。</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|-----|
| <u>当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、 区民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。</u> | |
| 3 略 附 則 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u> | 3 略 |